

議会報告会報告書

開催日時	令和6年11月11日（月）午後7時～8時20分	
開催場所	橋西地区市民センター 会議室	
委員会名	建設水道委員会	
出席議員	・米倉 芳周委員長 ・楠谷 さゆり副委員長 ・小川 朋子 ・松岡 恒雄 ・野呂 一男 ・濱口 高志	
	司会進行者	(第1部) 濱口 高志 (第2部) 濱口 高志
	報告者	(第1部) 楠谷 さゆり (第2部) 楠谷 さゆり
	記録者	・米倉 芳周
参加人数	第1部 2名 第2部 2名	
第2部形式	ワークショップ形式	
主な質疑応答 意見・要望等	別紙のとおり。	
委員長の所感	別紙のとおり。	

松阪市議会議長 中島 清晴 様

令和6年11月27日

議会報告会実施要綱第8条の規定により提出します。

建設水道委員会

委員長 米倉 芳周

第1部

【主な質疑応答】

問 水道事業に関して、国の所管が厚生労働省から国土交通省に移行したと聞く、なぜか。

答 1957年水道法が施行された際、水道と健康と密接な関係性から厚生省（当時）の所管とした経緯がある。

近年、水道事業においては、施設の老朽化に伴い、漏水等の発生や配管等の更新費用が高騰し、1 kmに対し1億円の経費がかかるなどの課題がある。

人口減少も相まって、今後は、管理、更新等の一体化した政策が必要になってくることから、国土交通省の所管になった。

問 市の水道管の耐震適合率が国の目標値よりかなり低いが、なぜか。

答 市の耐震適合率は、令和5年度で39.7%で、国の目標（2028年度）とする60%には、約20%の開きはある。現在、少しずつではあるが、更新工事を行っている。

予算（水道事業は企業会計のため）上の問題がある。ただ、市の年度目標は達成している。

問 市において、下水道が整備された地域の供用（接続）状況はどのようになっているのか。また、下水道が設置されていない地域は、どのような施策がなされているのか。

答 下水道への供用（接続）状況は、80%の割合で供用されている。あとの供用されていない20%については、個々に啓発を行い、理解を求めている状況である。

また、下水道が設置されていない、飯南・飯高管内においては、市が事業主体となり、公共合併浄化槽が区域内のそれぞれ設置されている。運営は、各戸の使用料にて賄われている。

嬉野・三雲地区で下水道が設置されていない地域においては、各自において浄化槽を設置し、個人の管理となっている。

第2部

【テーマ 空家等対策について】

【開催形式】

(ワークショップ形式)

1. 事前説明（情報共有）

● 考えよう「空き家」のこと・・・「どうする空き家！」

- ・「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」の施行。
- ・松阪市の空き家は4,103軒、うち危険とされる空き家は808軒。
- ・地区別 本庁：431軒、嬉野：107軒、三雲：41軒、飯南：109軒、飯高：120軒（合計808軒）

● 改正された法案の概要

- ①空家等活用促進地域の設定・・・用途変更、建替え等を促進が可能となる。
- ②「財産管理人」による所有者不在の空き家の処分。
- ③市が、法人に対し「空家等管理活用支援法人」の指定できる。
- ④特定空家の恐れがある空き家（管理不全空家）に対し、市が指導・勧告可能。
- ⑤緊急時の代執行制度を創設・・・費用が裁判判決なしで、徴収が可能。

2. 【主な意見等】

ワークショップによる意見集約

●A.現状について B.困っていること C.不安に思うこと D.その他

A～Dに意見等を分けて集約した。

A. 現状について

- ・空き家の周辺が雑草、樹木で覆われている。
- ・空き家にハクビシンが住みついている。（新町 倉庫）
- ・一人暮らしの親が施設に入居したので、空き家となった。
- ・空き家の家財道具がそのままになっている。

B. 困っていること

- ・空き家の所有者が不明である。
- ・空き家の相続で揉めている。

- ・空き家の相続人が多数存在し、連絡等がうまく取れず、処分が進まない。
- ・仏壇の処理に困り、空き家バンクに登録できない。
- ・空家であるが、所有者が施設に入居しているので、その間は手が付けられない。

C. 不安に思うこと

- ・解体費用が高額である。
- ・空き家を売却したいが、売れない。

D. その他

- ・遺産相続の申請が3年以内となり、遵守しなかった場合は、10万円以下罰金となる。



松阪市役所内で実施される「空き家相談会」(松阪市・空き家ネットワーク主催)への参加を呼びかける。

委員長所感

今回の議会報告会は、第1部では、9月議会での決算及び補正予算の建設水道委員会関連の報告をさせていただき、第2部は、テーマを「空家等対策について」を材題に参加者を囲みワークショップ形式で行った。

第2部では、空き家問題に対し、様々な現状認識をすることにより、困っていることや、不安となっていることを中心に意見をいただいた。

人口減少や核家族化により、空き家の増加は、歯止めが効かない状態になってきており、その各対応への不安が多くあることも理解できた。

将来、誰もが訪れるであろう、空き家対策への問題は、早くから家族内で相談し合うことが肝心であることも改めて認識した。

例えば、家財道具の処理には、所有者・家族等、生前から計画的に行わなくてはならず、時がきてからでは遅い。その解決なくしては、空き家の処分を妨げる、大きな要因の一つでもある。

この度、「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」の施行により、危険とされる空き家についての法的な対処は改善されたが、決して、空き家の増加傾向に対応できるものではないと考える。

また、現時点で、松阪市の空き家4,103軒のうち、危険とされる空き家は808軒に上り、大きな社会問題であり、これらが増加することも予想される。

やはり、行政による空き家相談を各地で頻繁に実施し、市民への啓発を継続することが必要であると考え。報告会を終えて、空き家の諸問題に対し、議論できたことは、大きな収穫であった。今後の施策に活かしたい。

議会報告会の様子

